

8 都薬会発第 5 1 号

令和 8 年 4 月 3 0 日

地区薬剤師会 会長 殿

公益社団法人 東京都薬剤師会
会長 高橋 正夫

調剤された薬剤および医薬品の情報提供等のための業務手順書の改訂について

平素より、本会会務並びに薬事衛生事業にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 8 年 5 月 1 日より、指定濫用防止医薬品を販売又は授与する場合には、指定濫用防止医薬品販売等手順書を作成し、当該手順書に基づき、適正な販売又は授与に係る業務を行うこととされました。

この度、これまで本会で作成した「調剤された薬剤および医薬品の情報提供等のための業務手順書」（東京都薬剤師会作成モデル）の第 3 章を改訂し、「第 3 章 薬局製造販売医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品（指定濫用防止医薬品含む）の情報提供及び販売業務等に関する業務手順書」としました。こちらはあくまでモデルとして作成しているものですので、各薬局の実情を踏まえて作成する業務手順書の改訂にお役立てください。

つきましては、貴会会員にご周知いただきますよう、お願い申し上げます。

「調剤された薬剤および医薬品の情報提供等のための業務手順書モデル」

○東京都薬剤師会ホームページ>薬剤師の資質向上を目指して>薬局業務をサポートするために>役立つツールのダウンロード

URL <https://www.toyaku.or.jp/improvement/member/support/download02.html#a06>